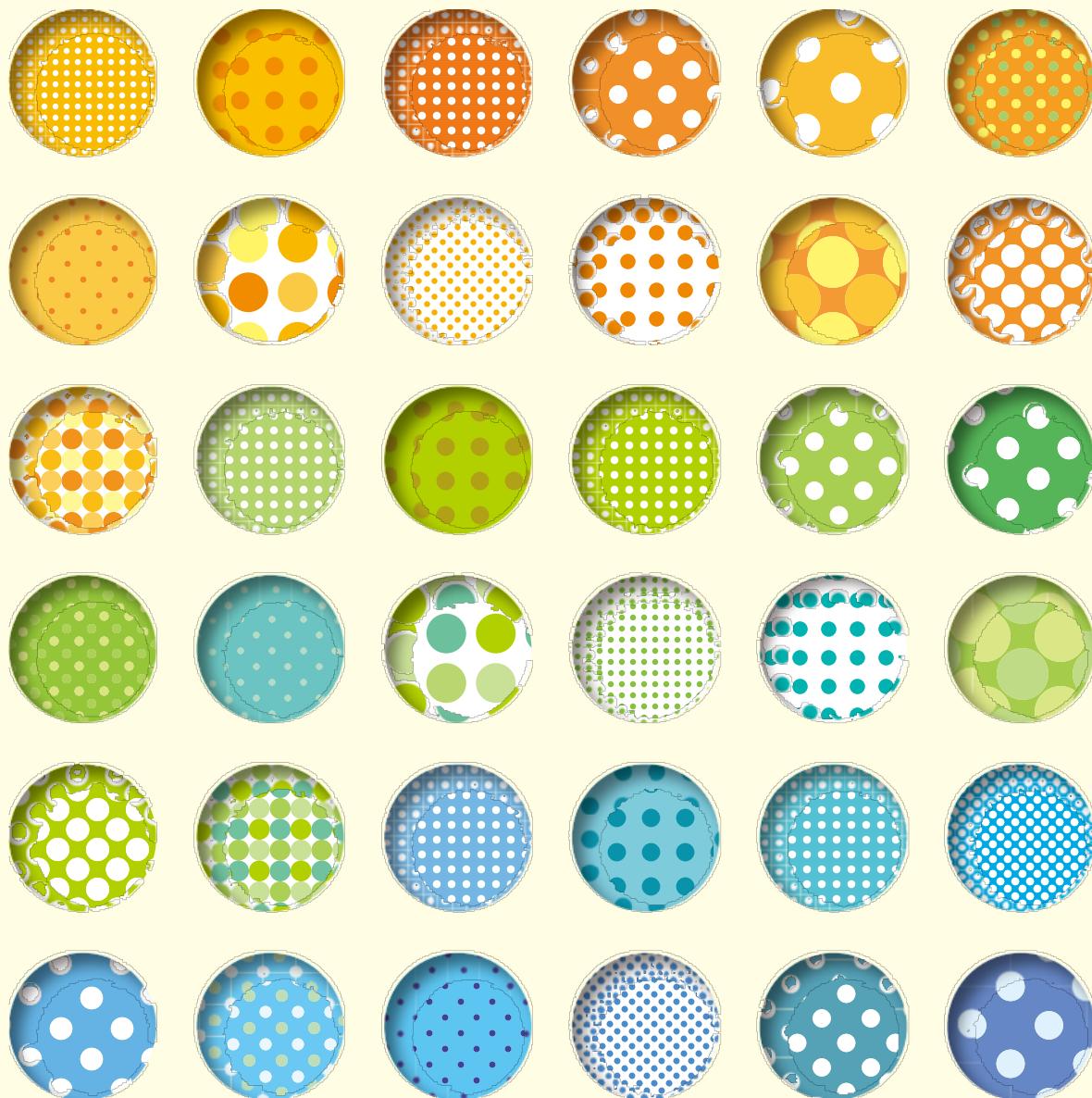


# 横須賀市人権施策推進指針 [改定版]

～市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される社会を目指して～



令和元年(2019年)7月

横須賀市



# はじめに

横須賀市は、市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指しています。

平成19年（2007年）に、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを示した「横須賀市人権都市宣言」を行い、この宣言の理念に基づき、今後の人権施策を着実に推進していくための道しるべとして、平成21年（2009年）には「横須賀市人権施策推進指針」を策定しました。

しかし、この10年で世の中は著しく変化し、社会はさらに複雑化、多様化しました。それに伴って、人権を取り巻く状況もまた大きく変わり、インターネットによる差別的な書き込みや、性的マイノリティ、自殺をめぐる問題など新たな人権問題が発生しています。

このような社会情勢の変化に伴う新たな人権課題や、人権を取り巻く環境の大きな変化に対応すべく、このたび10年ぶりに「横須賀市人権施策推進指針」の改定を行いました。

今回の改定により、指針は一層時代に即した姿となりました。これからも人権施策推進の道しるべとしての役割を担うこととなります。

また、改定とともに、平成31年（2019年）4月から、神奈川県下では初となる「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入し、人権に関する新たな取り組みを開始したところです。

今年5月にわが国は「令和」という新たな時代を迎えることと同時に、来年にはオリンピック、パラリンピックが開催されます。そして、そこには、人権尊重を基礎とする「オリンピック憲章」の理念があります。

新たな時代がますます人権を大切にする時代となることを祈るとともに、今後もこの「横須賀市人権施策推進指針」のもと、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、皆が多様性を尊重し自分らしく暮らすことができる、「誰も一人にさせないまち」を目指していきます。

令和元年（2019年）7月

横須賀市長 上地 克明

## 目 次

	ページ
<b>第1章 人権施策推進指針の策定にあたって</b>	1
1 人権を取り巻く動向	1
(1) 人権の成り立ちと意義	1
(2) 国内外の動向	1
2 指針策定の趣旨	2
(1) 人権施策推進の背景	2
(2) 人権施策推進指針策定のための取り組み	2
(3) 指針の性格	3
(4) 指針の位置付け	3
(5) 改定について	4
<b>第2章 基本理念（人権都市宣言）</b>	5
<b>第3章 人権施策推進の基本的な方向</b>	6
1 施策共通の基本的方向	6
(1) 人権教育・啓発の推進	6
(2) 相談体制の充実	6
(3) 市民や関係機関との連携の推進	6
(4) 人権尊重の視点に立った市政の推進	6
2 分野別課題解決への基本的方向	7
(1) 男女共同参画	7
(2) 子ども	11
(3) 高齢者	15
(4) 障害者	18
(5) 同和問題	22
(6) 外国人	25
(7) 患者等	28
(8) インターネットによる人権侵害【新】	31
(9) 性的マイノリティ【新】	34
(10) 自殺をめぐる問題【新】	38
(11) その他の人権課題	41
<b>第4章 今後の人権施策推進に向けて</b>	45
1 庁内推進体制の整備	45
2 第三者評価機関の設置	45
3 市民意識調査の実施【新】	45
4 人権施策推進指針の見直し	45

	ページ
<b>資料編</b> .....	46
人権関係法律および条約等一覧表 .....	46
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（関係条文）.....	47
部落差別の解消の推進に関する法律 .....	49
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律 .....	50
人権施策推進会議条例 .....	52
人権施策推進会議委員 .....	53

## 第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

### 1 人権を取り巻く動向

#### (1) 人権の成り立ちと意義

「人権（基本的人権）」という言葉は、誰でも聞いたことがあると思います。しかし、友達や家族の間の日常的な会話でこの言葉が使われることは、ほとんどないかもしれません。人権は、私たちにとってとても大切なものです。それにもかかわらず、人権は傷つきやすく、もろいものです。そのため、自分たちの人権をまもるためには、人権の歴史、人権の意味、人権の価値を正確に理解することが必要です。

人権は、憲法第97条が明記しているように、文書で確認された自由や権利ということで言えば、1215年のマグナ・カルタ（イギリス）<sup>※P4参照</sup>に始まる「人類の多年にわたる自由獲得の努力」の成果です。このような努力の結果、「自由は人間の本質そのものである」とか、「奪うことができないという点において、自由は人間に固有のものである」と考えられるようになりました。

人権は、誰から与えられるものではありません。人権は、すべての人が生まれながらにして、等しく有しているものです。自分一人だけではなく、すべての人がそれぞれ人権を有しています。従って、人権は、「自分だけよければよい」ということを意味する権利ではありません。人権の保障にとっての第一歩は、それぞれが互いに「かけがえのない個人」であることを認め、尊重し合うことです。

人権は、理念としては「侵すことのできない」（憲法第11条、97条）権利ですが、実際には、制約されることがあります。ある人の人権と他の人の人権が衝突することがあります。その場合には、両者の調整が必要になります。どのような調整ならばよいのか、個別的・具体的に考えなければなりません。また、安全や秩序の維持などの理由で、人権が制限されることもあります。そのような場合には、制限する目的や規制する手段の妥当性を考えなければなりません。人権に対する制約は、他人事ではないのです。

#### (2) 国内外の動向

人権として保障される権利は、歴史の進展の中で拡大してきました。人が人間らしく生きるために、自由権や平等権ばかりでなく、参政権や社会権も権利として保障されるようになりました。昭和21年（1946年）に制定された憲法は、第三章「国民の権利及び義務」で多くの権利を保障しています。しかし、その後の社会の進展の中で、憲法に書かれていらない権利（これを「新しい人権」と呼んでいます）も、人間らしく生きるために必要な権利であると認められるようになりました。その代表的な例が、プライバシーの権利です。

第二次世界大戦後は、人権は国際社会においても保障されています。「世界人権宣言」（昭和23年（1948年））、「人種差別撤廃条約」（同40年（1965年））、「国際人権規約」（同41年（1966年））、「女子差別撤廃条約」（同54年（1979年））、「子どもの権利条約」（平成元年（1989年））、「強制失踪条約」（同18年（2006年））、「障害者の権利に関する条約」（同18年（2006年））など、多くの人権に関する条約等

が採択され、発効しています。

また、平成28年（2016年）には、「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）、「ヘイトスピーチ解消法」（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）、「部落差別解消法」（部落差別の解消の推進に関する法律）など、差別解消に向けた法律の整備も進められました。

## 2 指針策定の趣旨

### （1）人権施策推進の背景

日本国憲法において、公務員は憲法の尊重擁護の義務を負っています（第99条）。横須賀市の職員も、この「公務員」に含まれます。

地方公共団体の運営は、地方自治法に依拠しています。地方自治法において、地方公共団体の基本的な役割を「住民の福祉の増進を図ること」としており（第1条の2）、国との役割分担として、「住民に身近な行政」が地方公共団体に委ねられています。この役割の遂行において、憲法が「国民に保障する自由及び権利」（憲法第11条）を具体的に保障する責務を負います。

さらに、人権教育、啓発に関しては、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として、「施策を策定し、及び実施する」とこととされました。横須賀市として進める人権施策は、以上のような法令に依拠し由来しています。

これら憲法や法律の趣旨を踏まえ、これまで横須賀市は、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、人権問題がすべて克服されたわけではなく、価値観やライフスタイルの多様化、情報化と国際化の進展、人権意識の高まりなどの社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じたり、表面化したりするようになりました。

これらの問題を解決していくためには、どのような基本的考えに立脚し、どういった道筋で問題を解決していくべきなのか。それを探る新たな取り組みを始めました。

### （2）人権施策推進指針策定のための取り組み

こうしたことを受け横須賀市は、平成13年度（2001年度）から人権関係調査研究事業に着手しました。

まず、学識経験者を人権関係調査研究専門委員に委嘱し、府内プロジェクトチームとともに1年間、検討を行い、人権尊重の理念に基づいた市政を確立するため、人権宣言を行い、引き続き指針の策定を検討することとしました。

平成14年度（2002年度）には、専門委員と関係団体代表者、公募市民による「人権擁護推進懇話会」を設置し、府内プロジェクトチームとの協議、検討が行われた結果、「（仮称）横須賀市人権宣言案」が作成されました。

平成15年度（2003年度）には、広く市民の意見を聴くため、パブリック・コメント手続を実施し、その後、修正のための検討を経て、平成19年（2007年）2月18日に挙行さ

れた「市制施行100周年記念式典」において、市長自ら「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この動きと並行して、この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を策定することとして、そのための諮問機関として、平成18年度（2006年度）、新たに「横須賀市人権懇話会」を設置しました。

新しい懇話会では、横須賀市の人権施策の在り方について、18回にわたる協議が重ねられ、平成20年（2008年）3月に、「横須賀市人権施策推進に関する提言」が取りまとめられました。

平成20年度（2008年度）には、関係課職員11名による庁内プロジェクトチームを発足させ、この提言書を踏まえ、人権施策推進のための指針策定作業を進めました。

### （3）指針の性格

横須賀市は、目指すべき都市像として「国際海の手文化都市」を掲げ、その実現に向け平成9年（1997年）に「横須賀市基本構想」を策定しました。この中で、まちづくり政策の一つとして「健康でやさしい心のふれあうまち」を掲げ、「すべての人々が互いの存在を認め合い、差別を受けることなく、生活できる環境」づくりに取り組んできました。

そして、前述のとおり、横須賀市は、平成19年（2007年）に、人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを表明した「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

「横須賀市人権施策推進指針」は、今後の人権施策の推進に当たり、「横須賀市基本構想」に基づいて各分野で進められている施策を人権擁護の視点からとらえ直し、取り組むべき方向性を明らかにして、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づいて、より確実に進めていくための道しるべとして平成21年（2009年）に策定しました。

### （4）指針の位置付け

「横須賀市人権施策推進指針」は、横須賀市基本計画を上位計画とし、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づき、各分野別計画と連携し、今後の人権施策をより確実に進めていくためのガイドラインとして策定しました。

人権尊重の理念はどの分野においても配慮すべきものであり、人権尊重の理念に基づく市政を推進するためには、「横須賀市男女共同参画プラン」「横須賀子ども未来プラン」「横須賀高齢者保健福祉計画（第7期介護保険事業計画を含む）」「横須賀障害者福祉計画」など、その他の計画との連携は欠かせません。

また、憲法や人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めています。

## (5) 改定について

平成19年（2007年）2月18日の「市制施行100周年記念式典」において、「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を平成21年（2009年）1月に策定しました。

そして、平成22年（2010年）には、学識経験者、市民等の第三者による「横須賀市人権施策推進会議」（以下、「推進会議」という）を設置しました。

推進会議からは、毎年度「横須賀市人権施策推進指針」の分野別課題に係る市の施策・事業について人権擁護の観点から評価を受け、横須賀市の人権擁護にかかる取り組みを総合的かつ効果的に進めてきました。

一方、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況が変化しています。

多様化、複雑化が進む社会の諸問題に的確に対応し、より一層時代に即した指針とするため、推進会議から意見をいただき改定を行いました。

### 用語解説

#### ※マグナ・カルタ

大憲章と訳される。1215年、イギリスの貴族たちがジョン王の不法な政治に抵抗して承認を強制したもの。恣意的（しいてき）な課税の禁止など、主として封建貴族の権利を再確認したものだが、その中の諸条項が近代になって人民の自由と議会の権利を擁護したものと解釈され、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）とともに、イギリス憲法の三大法典と称される。

## 第2章 基本理念（人権都市宣言）

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日においても、差別や虐待などの人権問題が存在しています。

憲法などにおける人権の保障は、ゴールラインではありません。それらは、現実に人権を保障するためのスタートラインです。この問題意識を踏まえて、「人権都市宣言」は、横須賀市が自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを宣言したものです。

人権都市宣言は、人権が、世代や性などの違いにかかわらず、すべての人に等しく保障される権利であること、そして市民一人ひとりが、かけがえのない存在であることをうたっています。

横須賀市は、人権都市宣言を人権施策推進の基本理念と位置付け、人権都市宣言の精神を具体化し、現実のものとする人権施策を進めていきます。

### 横須賀市人権都市宣言

人権は、人が人であることに基づいて、当然に保障される権利です。すべての人は、生まれながらにして、等しく人権を有しています。しかしながら、現実には差別や虐待などの人権問題が存在しています。

横須賀市は、子どもから高齢者まで世代を問わず、また性別や国籍を問わず、この地に暮らし、働き、学び、遊ぶ市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重します。

さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない都市をめざして、市民と協働しつつ、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを宣言します。

平成19年（2007年）2月18日

横須賀市長

## 第3章 人権施策推進の基本的な方向

### 1 施策共通の基本的方向

#### (1) 人権教育・啓発の推進

- ① 学校教育においては、正義感、倫理観や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむための教育の充実を図ります。
- ② 社会教育においては、生涯学習の観点から人権について学べるような機会の充実に努めます。
- ③ 家庭、地域、職場など、さまざまな場を通じて、市民一人ひとりが、人権についての知識や理解を深められるよう啓発に努めます。
- ④ 市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、福祉・医療関係者などに対しても、人権意識が高まるよう働き掛けに努めます。

#### (2) 相談体制の充実

- ① 市民が問題の早期解決を図れるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。
- ② 複合的な問題に対応するため、それぞれの相談窓口や関係機関、民間団体などの連携を図り、迅速かつ確実な解決につなげる体制づくりに努めます。
- ③ 相談内容の複雑化などに対応するため、相談に携わる職員の知識習得と応対技術の向上に努めます。

#### (3) 市民や関係機関との連携の推進

- ① 市民やNPO団体などの関係団体、官公署と協働・連携し、問題解決に向けて取り組むよう努めます。
- ② 社会全体で人権問題に取り組めるよう、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野での連携に努めます。
- ③ 横須賀市だけでは解決できない問題については、国、県などへ積極的な提言・要請を行い、連携を図るよう努めます。

#### (4) 人権尊重の視点に立った市政の推進

- ① 個人情報の収集・保管・利用を適正に行い、プライバシーの保護に努めます。
- ② 社会情勢の変化や現状を的確に把握するとともに、複合的な問題についての府内の連携に努めます。
- ③ より適切に人権施策の推進を図るため、効率的な行財政運営に努めます。
- ④ 職員一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自覚を持って職務遂行に努めます。

## 2 分野別課題解決への基本的方向

(※掲載順は優先順位ではありません) 【新】…今回の改定で新しく位置づけられたもの

### (1) 男女共同参画

#### 1 現状

憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であって、・・・性別・・・により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定しています。

しかしながら、性別に基づく差別を見ると、固定的な性別役割分担意識に基づいた制度や慣行は家庭や職場、地域などさまざまな場で根強く残っています。DV<sup>\*1</sup>防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、配偶者等からの暴力の被害者は女性が多いなど真の男女平等社会の実現には至っていないと言えます。

また、最近では、セクシュアル・ハラスメント<sup>\*2</sup>だけでなく、パワー・ハラスメント<sup>\*3</sup>やマタニティ・ハラスメント<sup>\*4</sup>等の防止啓発に取り組むことも求められています。

「男女共同参画社会基本法」では、地方自治体に対し、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策でなくとも、結果的に影響を及ぼすことがあり得ることから、男女共同参画に関する計画に盛り込まれない施策であっても、策定、実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮すべきとしています。

また、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するために、一定規模以上の事業主に対する「事業主行動計画」の策定が義務付けられました。

#### 2 これまでの施策

横須賀市では、平成7年（1995年）に男女共同参画社会実現のための具体的な取り組みとして「女性行政総合プラン（デュオプランよこすか）」をスタートさせ、これを機に、男女共同参画推進の拠点施設として「デュオよこすか」を開設しました。

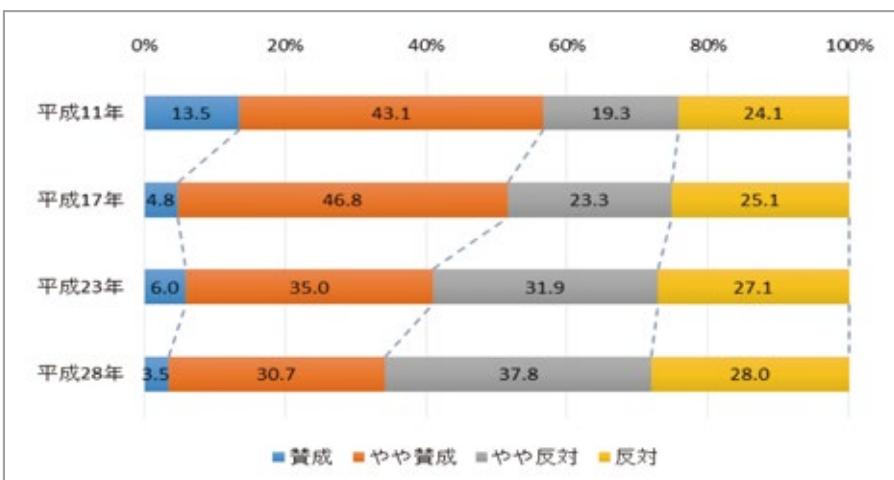
平成13年（2001年）12月には、「男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すため、「男女共同参画の推進を横須賀市の主要な施策として、総合的に実施する」ことを、横須賀市の責務として位置付けました。

また、平成14年（2002年）からは、市役所自らが男女共同参画を推進し、市内事業所のモデルとなるよう努めていくための「男女平等モデル事業所づくり計画」を策定しました。現在、この取り組みは「第5次男女共同参画プラン」に引き継がれています。

### 3 課題

「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由に役割や責務を固定的にとらえる意識は、社会に根強く残っており、また、保育所の待機児童の問題や、女性だけでなく男性も産休・育休が取りづらい環境などがあり、こういったことが家庭や職場、地域などにおいて男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



出典：第5次横須賀市男女共同参画プラン 2018年度～2021年度より

本市人口と15歳以上就業者数

	総数	男	女
人口（人）	406,586	202,775	203,811
内訳	年齢不詳	1,443	951
	0-14歳	46,530	23,788
	15歳以上	358,613	178,036
15歳以上就業者数（人）	173,982	103,558	70,242

出典：平成27年（第20回）国勢調査結果より作成

※「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する割合は増えてきているものの、依然として、「固定的な性別役割分担意識」が根強く残っていることが分かります。また、本市の15歳以上人口と15歳以上就業者数を見ると、男性よりも女性の就業割合が低いことが読み取れます。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、今後も、家庭や職場、地域など、あらゆる場で性別役割にしばられることなく人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

## (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

## (2) 女性の活躍推進

女性が意欲を持って継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

## (3) ワーク・ライフ・バランスの推進【新】

誰もが充実した生活を送るためにには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めています。

## (4) 暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働き掛けをしていきます。

## (5) 誰も孤立させない社会に向けた支援【新】

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、さまざまな困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティ<sup>※5</sup>に対する理解の促進と支援に努めています。

## (6) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これから時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

## (7) DV等を根絶する環境づくり

DV（デートDVを含む）やさまざまなもの等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力やいじめ、嫌がらせは許さないという意識の醸成が図れるよう啓発を進めます。

また、相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・支援に取り組んでいきます。

## 用語解説

### ※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景に、パートナーに対してさまざまな暴力をふるうこと。

### ※2 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになったりすること。

### ※3 パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせ。

### ※4 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ。

### ※5 性的マイノリティ

性の在り方において、少数派とされる人々のこと。例えば、恋愛対象として同性を好きになったり（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者）、男性も女性も恋愛対象となったり（バイセクシュアル＝両性愛者）、生まれ持った性別に違和感があったり（トランスジェンダー＝体の性別と性自認が異なる人）、性自認が「男」や「女」などとはっきり固定されていなかったり（クエスチョニング）する人もいる。それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」などと表現されることもある。ただし、性別や恋愛はもっと多様であることが知られている。

## コラム

### DVの種類 ※暴力にはさまざまな種類がある。

#### 1 身体的暴力

- ・殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回すなど

#### 2 心理（精神）的暴力

- ・暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑うなど

#### 3 経済的暴力

- ・生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げるなど

#### 4 性的暴力

- ・性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要するなど

#### 5 社会的隔離

- ・外出や親族・友人との付き合いを制限する、メールを見たり、G P S機能で居場所をチェックしたり（デジタル暴力）、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視するなど

#### 6 その他

- ・「おまえは家事だけやっていればいいんだ」「この家の主は俺だ」等と男性の特権を振りかざす、暴力をふるう原因が女性にあると責任を転嫁するなど

## (2) 子ども

### 1 現状

平成元年（1989年）、国連総会において18歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「子どもの権利条約」が採択され、日本も平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、少子化の進展による子育て世帯の減少や共働き世帯の増加により子育ての孤立や負担感の増加が問題化し、子育てに関する不安や悩みが顕著になってきています。そのような中で、不登校、ひきこもり、子どもの人権を脅かすいじめ、虐待、貧困、児童ポルノやJKビジネスなどが、深刻な社会問題となっています。このような問題は、家庭や地域の教育力の低下、地域や社会の連帯意識の希薄化、経済的な問題、情報通信技術の急速な発展、性の商品化など、さまざまな社会的要因が重なり合って起こっていると思われます。

### 2 これまでの施策

横須賀市は、「横須賀子ども未来プラン」「横須賀市教育振興基本計画」を策定し、子どもたちと、子育てに携わっているすべての人たち、次世代をはぐくむ親となる人たちに向けた、「子どもの人権」教育や啓発活動、相談事業、スクールソーシャルワーカーの配置のほか、さまざまな施策を進めています。

### 3 課題

いじめは不登校の原因ともなります。いじめは、いじめられた子どもの「教育を受ける権利」を奪うことにはかなりません。

いじめや虐待は、最悪の場合、被害を受けた子どもに自らが望まない死をもたらす引き金となることさえあります。

このように、いじめや虐待は、子どもの「教育を受ける権利」や「生きる権利」さえも奪いかねない重大な人権侵害です。

また、青少年の非行問題、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪も、解決しなければならない子どもの人権問題です。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

子どもたちの健やかな成長は、すべての市民の願いです。横須賀市は、子どもたちが未来に向かって自分らしく大きな夢を抱くことができるよう、さまざまな取り組みを進めています。

### (1) 地域における子育て支援と相談の体制の充実

家庭等における子育て支援や、子育て支援に関する相談体制の充実と情報提供、ネットワークづくりの支援、子育て家庭への経済的支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

### (2) 家庭や地域における教育力の向上

市民一人ひとりが公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調して子どもを心豊かにたくましく、健やかにはぐくむため、社会教育施設・学校・地域が連携し、家庭や地域における教育力の向上を図っていきます。

### (3) いじめの未然防止と早期解決のための取り組みの推進

平成25年（2013年）9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の内容及び「横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策に取り組んでいきます。併せて、体罰の根絶と学校問題（学校運営上支障となる諸問題）の解決を図る対策を進めるため、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」を定め、横須賀市の全ての子どもたちが、充実した学校生活を送ることを目指しています。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用など、当事者が相談しやすい学校内の環境や人間関係の構築に努めます。また、教育相談窓口において、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者に対するカウンセリング相談、心のケアを行います。

### (4) 不登校やひきこもりの児童生徒への支援の推進

不登校やひきこもりとなった児童生徒に対して、保護者との連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら、支援を進めます。

（未成年のひきこもり→こども青少年支援課、成人のひきこもり→保健所健康づくり課、生活福祉課）

### (5) 虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みの推進

児童相談所をはじめとした関係機関や地域とのネットワークを構築し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応や、児童、保護者などへのケアに関して総合的な施策を推進します。

命の大切さ、虐待の予防について、子育てに関するあらゆる施設において啓発を行うとともに、医療機関などに対しても理解を求めていきます。



出典：横須賀市こども育成部データより作成

※本市が児童相談所を設置した平成18年度以降の本市の児童虐待受付件数を見ると、社会の児童虐待の意識の高まりや子育てに関わる不安やストレスなどにより増加傾向にあります。国の数値も本市同様に増加し、平成29年度では最高件数となりました。

## (6) 社会的養育を必要とする子どもの支援の推進【新】

児童養護施設や里親などの社会的養育のさまざまな担い手との連携のもとで、社会的養育を必要とする子ども達への適切な支援を進めます。

## (7) 健やかに育つ社会環境づくりの推進

子どもたちの心とからだを守るために、家庭・地域・学校・事業者との連携により、喫煙、飲酒などの防止や有害社会環境の浄化などを進め、これに取り組む人材を確保・育成するとともに、青少年の健全育成に関する市民活動を促進します。また、児童が放課後に安心して過ごせる場を充実させていきます。

## (8) 児童搾取防止の啓発活動の推進

児童買春や児童ポルノなど、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止に向けて、子どもの権利擁護に関する啓発を進めます。

## (9) 教職員への人権意識の啓発の推進【新】

子どもをいじめから守る取り組みや、体罰、さまざまなハラスメント等を防止するため、教職員一人ひとりの人権意識を向上させる研修等を行います。

## (10) 子どもたちへの人権意識の啓発の推進【新】

幼少期からの子どもたちの人権意識の醸成に資するため、人権擁護委員による保育園や幼稚園での人権教室等の啓発活動を行います。

## コラム

### 1 横須賀市のいじめ等に対する取り組み

横須賀市では、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年（2013年）法律第71号）及び「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」（平成26年（2014年）7月1日施行）に基づき、いじめの防止等、体罰の根絶及び学校問題の解決に関する対策が総合的かつ効果的に行われるようにするため、「横須賀市いじめ等の対策に関する基本方針」を定めた（平成30年（2018年）3月改定）。

この基本方針に基づき、すべての学校には、「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ防止等の対策のための組織」の設置が義務付けられている。

### 2 リベンジポルノ防止法

元交際相手などの性的な画像などを、別れた後に嫌がらせのため、無断でインターネットなど不特定多数の人に見られるような公共の場で公開する行為、いわゆる「リベンジポルノ」が発生している。子どもたちがSNSなどを通じて知り合った相手によってなされることがあり、不特定多数の人に画像などを拡散されてしまうと、回収や削除が困難なため、被害者は長期にわたって苦しみ続けることになり、問題となっている。

平成26年（2014年）に「リベンジポルノ防止法」（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）が施行され、このような行為は罪に問われることになった。